

第1 指導グループから

I 事業所の指導等に関すること

浜松市障害福祉サービス事業者等 指導・監査について

浜松市健康福祉部 障害保健福祉課指導グループ

指導・監査等の種類

①法人指導・監査	監督行政庁が実施
②施設指導・監査	施設に対し、福祉総務課が実施
③事業指導・監査	事業所に対し、障害保健福祉課が実施
④業務管理体制の整備に関する指導・監査	監督行政庁（業務管理体制の届出先行政機関）が実施

1 障害福祉サービス事業者等の責務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第42条、第51条の22又は児童福祉法第21条の5の18、第24条の11、第24条の30に規定されています。

概要は、以下のとおりとなります。

(1) 障害児・者の立場に立ったサービスの提供

指定事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

(2) サービスの質の評価と向上

障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

(3) 障害児・者の人格尊重と職務遂行

障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法、児童福祉法又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

※(3)は努力義務ではないことに注意してください。

2 指導(実地指導、集団指導、書面指導)

自立支援給付制度に関する周知及び理解、サービスの質の確保・向上、不適正な報酬請求の防止等を目的に実施。

指導において悪質なケースが発覚した場合、その場で監査に切り替えます。

- (1) 集団指導：年1回／全ての事業者を対象に実施
- (2) 実地指導
 - ①対 象：障害者総合支援法に基づくサービス
児童福祉法に基づくサービス
 - ②実施回数：原則 障害者総合支援法・・・3年に1回
児童福祉法・・・2年に1回
 - ③実施時期：9月～2月
 - ④主眼事項・着眼点、年度重点項目による指導
前回の実地指導で指導事項が多く見られた場合等は、2年連続して実施する場合もある。
- (3) 書面指導 必要に応じ実施

3 実地指導の流れ

(1) 実地指導の実施通知

指導日の前々月末に通知

※実地指導日の変更は他の事業者への影響もあることから、**原則できません**が、指導予定日にどうしても対応できない場合は、事前に担当者へ連絡してください。

(2) 事前提出資料の提出(1部提出してください)

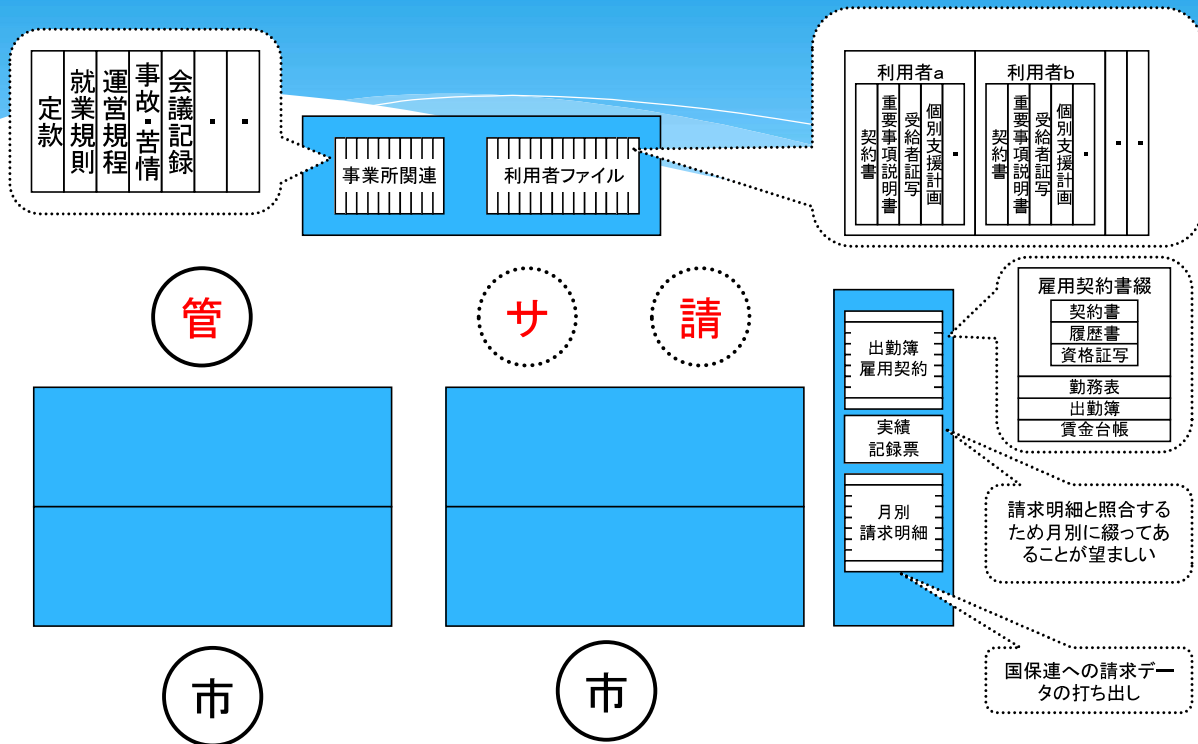
指導日の前月の20日までに書面提出(メール提出は不可)

※提出前に漏れがないか再確認

(3) 会場の準備

次ページの会場配置を参考に準備してください。

4 会場配置(参考)



5 実地指導当日の対応

(1) 障害保健福祉課職員が訪問

訪問する職員は、事業担当者以外が訪問する場合があります。

駐車場1台分の確保をお願いします。

駐車場がない場合は事前連絡をお願いします。

(2) 対応者：管理者、サービス管理責任者、請求担当者等

※運営状況、請求内容の分かる方が対応してください。

(3) 実地指導の趣旨と当日の進め方を説明

(4) 現場確認（事業所の状況に応じて決定）

届出図面の相違、掲示物の確認、防災設備等

(5) 前回指導事項の確認、質疑等の確認

(6) 運営状況のヒアリング

主眼、着眼を基に重点事項等をヒアリング

(7) 書類確認

人事関係書類、請求関係書類等の確認

6 実地指導後の対応

(1) 実地指導結果通知の送付

結果は、指導監査委員会にて審議後、指導日の翌月末頃に通知

(2) 実地指導結果

①改善指導

- 法令、指定基準に違反しているもの（軽微なものを除く）
- 年度重点指導事項に関するもの
- 介護給付費等の返還を伴うもの
- 利用者負担で不適正な徴収があるもの
- 人権擁護、苦情処理に関するもの
- 前回、助言指導したもので、改善が認められないもの
- その他、重大な事項と認められるもの

②助言指導 報告は不要であるが、改善を要する

- 改善指導に該当しない軽微なもの

(3) 実施指導結果への対応

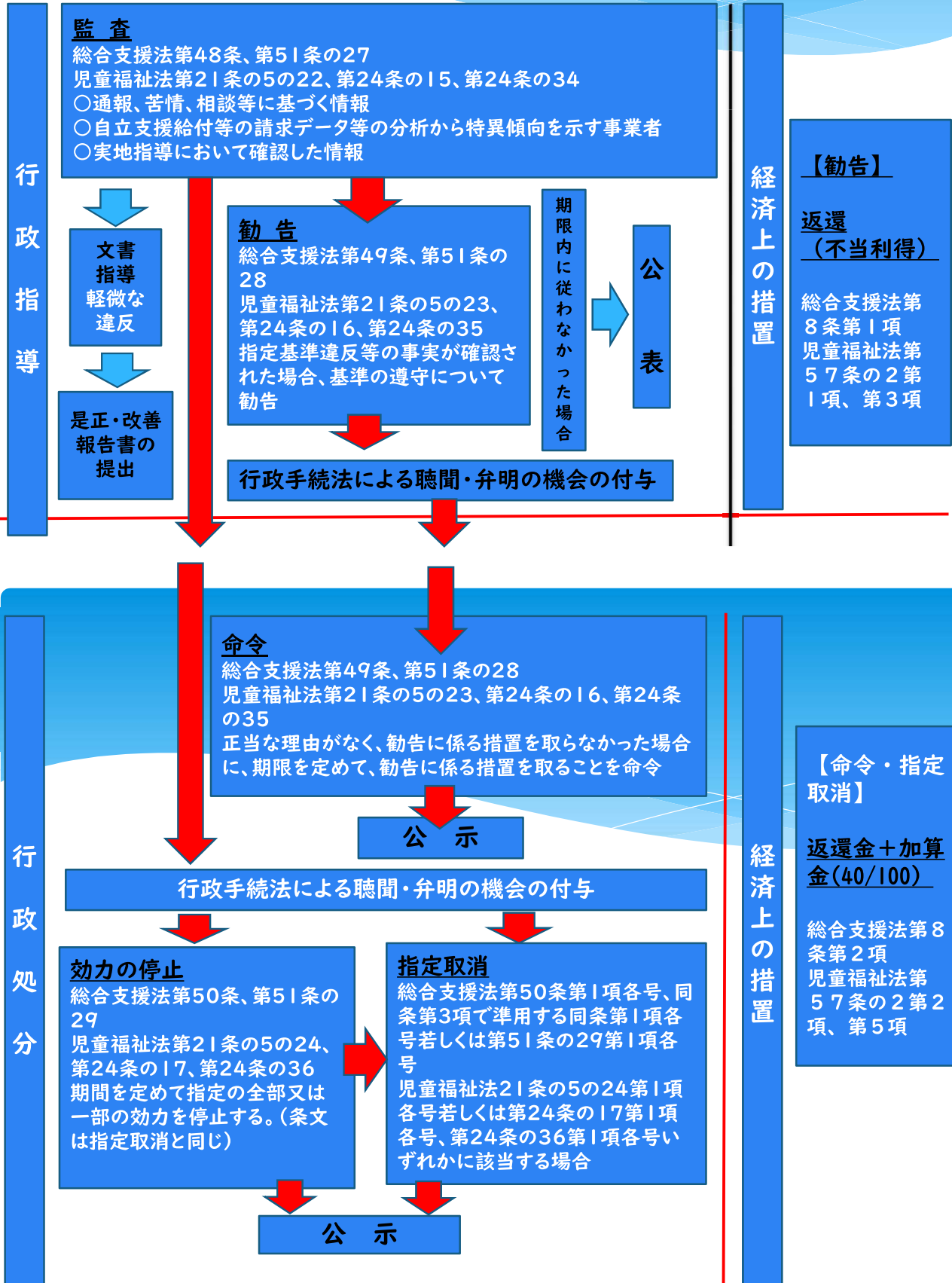
改善指導内容を確認後、自主点検を実施し自主点検報告書を提出

市は自主点検報告書を確認し、過誤修正等を指示しますので、その内容を踏まえ、
是正・改善計画書の提出

※給付費に関する指導事項は、開設日又は制度開始時から自主点検を実施し、
自主点検報告書を作成すること。

7 監査

不適切な運営又は報酬の不適正な支払いの早期停止を目的とし、通報、苦情相談などの各種情報から指定基準違反又は不正請求が疑われる場合等を実施します。
 監査の結果、勧告、命令、指定の効力停止、指定取り消しを行う場合があります。



8 行政処分となった他自治体の事例（参考）

指定取消（不正請求に関するものは経済上の措置（返還金＋加算金）有）

- 不正請求
 - ・本来より高い算定区分となるように、勤務時間の水増しや稼働実績がないにもかかわらず、稼働があるとの虚偽の届出。また、常勤の管理者の未配置。
- 虚偽の報告
 - ・監査において、帳簿書類その他の物件の提出を命ぜられこれに従わず、虚偽の報告をした。
- 事業者が出頭を求められるも従わなかった。
- 再三にわたる帳簿書類の提出要求に対して、一切応じないまま帳簿書類を破棄し、監査を忌避した。
- 不正請求
 - ・実際のサービス提供日数と請求内容に明らかな不一致が認められ、架空請求、水増し請求が発覚した。
- 不正な手段による指定申請
 - ・児童発達支援管理責任者を配置ができる見込みがないことを認識していたが、人員基準を満たす旨の指定申請により指定を受けた。
- 不正請求
 - ・児童発達支援管理責任者を配置していないため減算となるが、減算せずに不正に請求した。
- 不正又は著しく不当な行為
 - ・虚偽の雇用契約書、実務経験証明書の作成、提出。
- 不正請求
 - ・加配の要件を満たしているように職員の出勤簿を改ざんし報酬を請求した。
 - ・定員を超過していたにも関わらず、減算せずに請求した。
- 虚偽の報告
 - ・虚偽の実務経験証明書について、法人代表は自らの関与を否定した旨の虚偽答弁

指定の効力の全部停止

- 不正の手段による指定、不正請求（全部効力停止3か月）
 - ・勤務していない者の氏名を記載し、指定の更新を受けた。
 - ・処遇改善加算のうち一部を障害福祉サービス従業者以外の者の賃金に充てた。
- 不正請求、虚偽報告（全部効力停止3か月及び返還）
 - ・実際のサービス提供時間よりも長い時間をサービス提供したとして請求した。
 - ・監査において事実と異なる虚偽の報告をした。
- 不正請求、虚偽報告（全部効力停止3か月及び返還）
 - ・実際にサービス提供をしていない利用者について架空請求をした。
 - ・実地指導時にサービス提供記録を偽造し、虚偽の報告をした。

指定の効力の一部停止

- 不正請求（新規利用者の受入停止3か月及び返還）
 - ・営業していない事業所の給付費を請求（3事業所分、2日間）
- 心理的虐待による人格尊重義務違反（新規利用者の受入停止6か月）
 - ・事業所内で支援中に利用者が指示に従わなかったり、言い返すことに立腹し感情的になった職員が大声で怒鳴り、咄嗟に手を振り上げた。また、それ以前に利用者に対し、自分の子どもなら殴っているといった内容の暴言があった。
- 不正請求（新規利用者の受入停止3か月及び返還）
 - ・支給決定を受けていた日数を超えた分についても短期入所を利用したとして給付費を請求
 - ・処遇改善加算ののうち、一部を障害福祉サービス従業者以外の者の賃金に充てた。

※上記は、参考として示したものであり、行政処分の内容（指定取消、全部効力停止、一部効力停止）は、個別の状況により異なります。

上記と類似の案件でも当市での行政処分の内容が同じになるとは限りません。

9 令和3年度 指導スケジュール(予定)

【 4月 】 指導方針等の制定

令和3年度浜松市障害福祉サービス事業者等指導方針案は、報酬改定に伴うもの、新型コロナウイルス感染症に関する事項、令和元年度、2年度に指摘が多かった事項等を踏まえ策定する予定。

なお、重点指導事項は、4月下旬に市ホームページに掲載し、メールにてお知らせしますのでご確認ください。

【 7月 】 実地指導計画立案

【 9~2月 】 実地指導

- ・ 事業者への実施通知は、指導日の前々月の月末に通知
- ・ 指導資料の提出は、指導日の前月の20日まで（通知により指示）
- ・ 事業者への指導結果通知は、指導日の翌月に開催される指導監査委員会承認後に各事業者に通知

【 3月 】 集団指導(事業者説明会)

指導グループからの連絡事項

- 市役所に来庁される場合は、事前にお電話にてご連絡ください。
せっかくご来庁いただいても担当者が不在で対応ができない場合があります。
- 書類の提出だけの場合は、連絡は不要です。
- 実地指導について、同じサービスであっても指導内容は異なります。
事業所の状況により指導内容を決定しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実地指導計画が変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

第1 指導グループから

Ⅱ 事業所の指定等に関すること

1 サービスの指定

(1) 特定障害福祉サービスの指定

当市では、障害者総合支援法第36条第2項※1及び児童福祉法第21条の5の15第2項※2に基づき一部サービスについて、サービス量を定めて指定しています。

サービス量を定めて指定をしているサービスは、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスです。これら5つをまとめて特定サービスと称しています。

募集概要等は、障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画で定める計画値、利用実績、今後の利用見込み等を踏まえ決定し、市ホームページに掲載します。

開設を希望する法人は、必ず申請してください。既に指定を受けている事業所に対しては、メールにて連絡します。

なお、令和4年4月までの開設に関する募集は終了しています。

令和3年度の予定（令和4年5月～令和5年4月開設案件）

令和3年10月	募集概要等の掲載
11月	申請書類提出期限
12月	書類審査・ヒアリング
令和4年1月	審査結果送付（ <u>採択された事業者は、市と指定に関する調整等</u> ）

<関係法令>

- ※1 障害者総合支援法 第36条第2項※3
就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス(以下この条及び次条第1項において「特定障害福祉サービス」という。)に係る第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。
- ※2 児童福祉法 第21条の5の15第2項※4
放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援(以下この項及び第5項並びに第21条の5の20第1項において「特定障害児通所支援」という。)に係る第21条の5の3第1項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。
- ※3 障害者総合支援法施行規則 第34条の20
法第36条第2項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。
- ※4 児童福祉法施行規則 第18条の30の2
法第21条の5の15第2項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。

(2) 特定サービス以外の指定

特定サービス以外のサービスの指定は、随時相談を受け付けています。

事業に関する計画等が明確になりましたら、指導グループまでご相談ください。

2 指定更新に係る手続き

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく指定は有効期間が6年となっています。事業を継続する場合は、指定更新の手続きが必要となります。

これまで指定更新期日の約2か月前に、市より指定更新の手続きの案内をしておりましたが、今後は、各指定事業所及び施設において、審査結果通知書等により指定日及び指定更新時期をあらかじめご確認いただき、指定更新手続きをしてください。

各指定事業所及び施設の責任において、指定更新手続きが遅滞なく行われるようご対応をお願いいたします。

(1) 指定更新に必要な書類

以下に指定更新に必要な様式を掲載しています。

(掲載先)

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ
> 3. 指定・指導関係の様式

(URL)

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html>

(2) 指定更新に必要な書類の提出期限

指定有効期限が満了する月の15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出してください。書類の要件審査等のため、期限厳守で提出をお願いします。

(3) 注意事項

- 指定更新の手続きがなく、指定事業所及び施設として運営を継続するには、新たに指定申請が必要になります。また、指定を受けていない期間の介護給付費、訓練等給付費及び障害児通所給付費の請求はできませんのでご注意ください。
- 指定更新書類を提出する前に、指定更新書類の内容が市へ届け出ている最新の届出内容と一致していることを確認してください。一致していない場合は、併せて変更届を提出してください。その際、変更届の変更年月日の欄には実際に変更事項があった日付を記入してください。

3 建築・都市計画・消防法令に対する適合状況の確認

事業所の指定、指定更新、移転や増築等の際、事業所が事業を行う建物等について、建築・都市計画・消防法令に適合しているか確認します。特に、建物が確認申請手続きを要するか否かに応じて提出を求める様式は異なるためご注意ください。

また、福祉事業施設事前協議書の様式と確認のフロー図は以下に掲載していますので、活用ください。

(掲載先)

ホーム > 手続き・くらし > 住まい・建築 > 建築確認申請等 > 建築関係申請様式 > 建築に関連する申請様式等 > その他

(URL)

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kensido/home_tochi/home/kensido/kisoku/kenyousiki.html

(1) 指定、移転、増築等の際に提出が必要な書類

条件	確認申請手続きが <u>必要</u> な場合	確認申請手続きが <u>不要</u> の場合
提出 書類	検査済証等 消防法令適合通知書	福祉事業施設事前協議書 消防法令適合通知書

これらの書類の写しを提出してください。

福祉事業施設事前協議書の作成は建築士等が作成してください。物件の状況や実施するサービスにより必要な手続きが異なるため、詳しくは建築行政課 建築安全グループ（電話番号：053-457-2473）にお問合せください。

消防法令適合通知書に関する手続きは、事業所の所在地の管轄の消防署にお問い合わせてください。

(2) 指定更新に係る手続きの際に提出が必要な書類

指定等の際に（1）の書類を市に提出しており、そこから移転や増築等をしていない場合は、指定更新の際の提出は不要です。

なお、指定等の際に市に提出をしていない場合は、（1）の条件に応じた書類を提出してください。

(3) その他

法令への適合状況の確認には時間を要しますので、余裕をもって関係課への確認作業を進めてください。

なお、指定更新直前に修繕等を要することが判明するなど、指定更新期限までに対応

が困難な場合は、障害保健福祉課担当者まで必ず連絡をしてください。連絡がない場合、指定更新ができなくなる場合があります。

第1 指導グループから
Ⅲ 事業所の運営に関すること

1 新型コロナウイルス感染症関係

(1) サービス提供における基本的な考え方

障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡）に示された感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが必要です。

しかし、新型コロナウイルス感染症のために入院した患者が回復して、退院できることとなったにも関わらず、事業所からサービス提供を断られた事例がありました。「新型コロナウイルスに感染した高齢者等が退院する際のサービス提供について（依頼）」（令和2年12月18日付浜健介第648号）で通知のとおり、退院後も入院前と同様に事業所や在宅において必要なサービスが速やかに提供されるよう、適切な対応が必要となります。

また、在宅で生活する障害者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応については、「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」（令和3年2月16日付厚生労働省事務連絡）により示されています。その際、特に訪問系サービスについては、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であるとされています。

(2) 感染防止対策の徹底

(1) で示した通知等による感染防止対策に加え、平時より事業所の感染症対応力を向上させることが求められるため、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月25日付厚生労働省事務連絡）や「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」を活用し、感染症に係る基本的な考え方や防護具の装着方法等についても施設内や法人内で意識付けや研修を行うよう取り組みが重要です。

また、令和3年4月1日から施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第10号）において、感染症対策等の観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施が義務化されました。（ただし、令和6年3月31日まで3年間の経過措置があります）

(3) 新型コロナウイルス感染症発生時の報告

事業所において、利用者や職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性者（PCR検査、抗

原検査の結果、陽性であることが判明した者）を把握した場合、浜松市新型コロナコールセンター（発熱等受診相談センター）（0120-368-567（24時間受付））へ連絡するとともに、「新型コロナウイルス感染症の陽性者を把握した場合の報告について（依頼）」（令和2年12月22日付浜健介第652号）のとおり、当課への報告及び報告書の提出をお願いします。

（４）人員基準等の臨時的な取り扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年3月31日付浜健障第1433号）や「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の代替的に提供したサービスの取扱いについて」（令和2年4月6日付浜健障第10号）において、当面の間として認めているそれぞれの臨時的取扱いについて、継続して取扱いを認めることとします。

本取扱いが終了となる際は別途連絡します。

（５）感染発生施設における対応事例等の紹介

「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染対策について（依頼）」（令和3年1月15日付浜健介第693号）において、新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明した高齢者施設等に対し、ICN（感染管理認定看護師）と保健所職員が支援に入った際に助言している感染対策のポイントを示しています。本通知の内容を改めてご確認くださいとともに、現在、実施している感染対策の取り組みに加えて、通知の取り組みを実施していただきますようお願いいたします。

また、障害者支援施設において、新型コロナウイルス感染症対応（濃厚接触者への対応）を行った際の状況をまとめた資料を施設からご提供いただいたため参考としてお示しします。集団指導の資料を掲載しているページにいただいた資料を掲載しています。

（６）令和3年度における新型コロナウイルス関係の補助金事業

現時点では、国から詳細な事業要綱や国庫補助協議等の提示がないため、補助金事業を行うか未定です。国から補助金事業の詳細が示され次第、別途、メール等にてご連絡いたします。

また、令和3年度の報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費が必要になることを踏まえ、全ての障害福祉サービス等事業所における令和3年9月サービス提供分までの報酬について、基本報酬の合計単位数に0.1%を乗じた上乗せを行うことが予定されています。

（７）新型コロナウイルス感染症関連の通知

国からの事務連絡や当課からの通知等、新型コロナウイルス感染症関連のお知らせを

市ホームページに随時掲載しております。新たに情報を掲載する場合は、随時メール等で連絡しますので、ご確認ください。

(掲載先)

浜松市公式ホームページ > 産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ > 新型コロナウイルスに関するお知らせ（障害福祉サービス等事業者向け）

(URL)

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/korona.html>

ここまでに紹介した新型コロナウイルス感染症に関する各通知のデータについても、上記のページに掲載しています。

2 業務継続計画（BCP）の策定

事業所において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築することを目的に、「障害福祉サービス等事業所における業務継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月22日付浜健障第432号）により、各事業所において業務継続計画（BCP）の策定を行うよう依頼しております。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第10号）が令和3年4月1日から施行されますが、業務継続計画（BCP）の策定、従業者への周知、研修や訓練の定期的な実施、計画の定期的な見直し等を行うことが基準で定められています。（ただし、感染症への対応については、令和6年3月31日まで3年間の経過措置があります）

業務継続計画（BCP）を策定していない事業所については早期に策定するとともに、策定が済んでいる事業所についても、感染症や災害等に対応できる最新の情報を適宜盛り込むなど、計画の定期的な見直し等に努めるようにしてください。

『付属資料』

- ・「社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日付厚生労働省事務連絡）
- ・「障害福祉サービス等事業所における業務継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月22日付浜健障第432号）

事務連絡
令和2年6月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

しかしながら、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成25年8月内閣府防災担当）によると、福祉施設におけるBCPの作成率は4.5%と多くの施設で作成が進んでいない状況であり、社会・援護局関係主管課長会議（令和2年3月4日）においても、管内の社会福祉施設等におけるBCPの策定を依頼しているところです。

今般、課長会議でもお知らせした通り、令和元年度社会福祉推進事業を活用し、MS&AD インターリスク総研株式会社が実施した「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」において、社会福祉施設等におけるBCP様式（別紙1）及び社会福祉施設等におけるBCP様式解説集（別紙2）を作成しましたので、管内の社会福祉施設等に対して周知を行うとともに、BCPの作成を依頼していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも重要です。厚生労働省のHPでは、社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例を掲載していますので、あわせて周知を行うとともに作成を依頼していただきますようお願いいたします。

【参考】

- 社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf

- 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

浜健障第432号
令和2年6月22日

各障害福祉サービス等事業所 各位

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

障害福祉サービス等事業所における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

日ごろより、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

「令和2年6月15日付事務連絡」にて厚生労働省・援護局福祉基盤課よりタイトルの件についての作成依頼がありましたので、各事業所においては、国通知をご確認いただき、事業継続計画（BCP）の策定を依頼いたします。

また、実地指導においても策定状況の確認をしますので、あらかじめご承知おきください。

すでに策定済みの事業所については、参考としてください。

【参考】

- 社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf

- 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

担当 障害保健福祉課 指導グループ 電話 457-2860

3 障害者虐待防止の更なる推進について

浜松市健康福祉部 障害保健福祉課指導グループ

国の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要PI4に障害者虐待防止の更なる推進が示されています。

障害者虐待防止について改めてご確認ください。

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者」と定義されています。

「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

(1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待行為に関する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

(1) 身体的虐待

刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪

(2) 性的虐待

刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条強制わいせつ罪、強制性交等罪

(3) 心理的虐待

刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪

(4) 放棄・放置

刑法第218条保護責任者遺棄罪

(5) 経済的虐待

刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

3 障害者虐待と行政指導、行政処分等

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待のあった事業所は、その内容により行政指導、行政処分の対象となります。

国令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要P14 抜粋

障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

・障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む

その際、施設事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは、令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取り組みを行うことができるよう、具体的な方法等を示す。

- ・虐待防止委員会（※）の設置等の義務化
- ・従事者への研修の実施の義務化
- ・虐待防止等のための責任者の設置の義務化

（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

《虐待防止の更なる推進》

〈現行〉

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待防止のための責任者の設置（努力義務）

〈見直し後〉

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）
- ③ 虐待防止のための責任者の設置（努力義務化）